

令和元年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和元年8月28日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	東郷 克己	2番	山崎 敦志
3番	長谷川崇朗	4番	橋 俊明
5番	坂口 重良	6番	岩井智恵子
7番	津村 俊二	8番	矢野 隆行
10番	稲垣 誠亮	11番	山本 剛
12番	鈴木 市朗	13番	工藤 義明
14番	野並 享子	15番	東郷 正明
16番	北村五十鈴	17番	荒川 泰宏
18番	立入三千男		

不応招議員 9番 田中 陽介

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	市立病院事務部長	吉川 武克
総務部長	小山 日出夫	総務部政策監 (人権施策担当)	三上 忠宏
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	野崎 昌造
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	市木 不二男
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典
代表監査委員	久松 信治	監査委員事務局長	辻 義幸

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

## 議事日程

### 諸般の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議第 7 3 号から議第 1 0 3 号まで一括上程

(専決処分につき承認を求めることについて (令和元年度野洲市一般  
会計補正予算 (第 5 号)) 他 3 0 件)

### 提案理由説明

第 4 決算特別委員会の設置及び委員の選任

諸般の報告 (決算特別委員会の正副委員長の互選結果の報告)

## 市長提出議案

議第 7 3 号 専決処分につき承認を求めることについて (令和元年度野洲市  
一般会計補正予算 (第 5 号))

議第 7 4 号 平成 3 0 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について

議第 7 5 号 平成 3 0 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について

議第 7 6 号 平成 3 0 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認  
定について

議第 7 7 号 平成 3 0 年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

議第 7 8 号 平成 3 0 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳  
出決算の認定について

議第 7 9 号 平成 3 0 年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について

議第 8 0 号 平成 3 0 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決  
算の認定について

議第 8 1 号 平成 3 0 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について

議第 8 2 号 平成 3 0 年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて

- 議第 83号 平成30年度野洲市水道事業会計決算の認定について
- 議第 84号 平成30年度野洲市下水道事業会計決算の認定について
- 議第 85号 平成30年度野洲市病院事業会計決算の認定について
- 議第 86号 令和元年度野洲市一般会計補正予算（第6号）
- 議第 87号 令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第 88号 令和元年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第 89号 令和元年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第 90号 令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第 91号 令和元年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第 92号 野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例
- 議第 93号 野洲市職員定数条例等の一部を改正する条例
- 議第 94号 野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 95号 野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 議第 96号 野洲市立保育所における延長保育及び野洲市立幼稚園における預かり保育等に関する費用徴収条例の一部を改正する条例
- 議第 97号 野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議第 98号 野洲市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例の一部を改正する条例
- 議第 99号 滋賀県市町村交通災害共済組合規約の変更について
- 議第100号 滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することについて
- 議第101号 滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について
- 議第102号 平成30年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議第103号 平成30年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

開議

午前9時05分

## 議事の経過

(開会)

○議長(橋 俊明君) (午前9時05分) 皆さん、おはようございます。

少し遅れましたが、ただいまから令和元年第4回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は17人、欠席議員は1人、欠席議員は、第9番、田中陽介議員であります。

本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりです。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、第28期野洲市湖岸開発株式会社事業報告書及び財務諸表、及び第29期野洲市湖岸開発株式会社事業計画書及び財務諸表が提出されました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率が市長から報告され、それぞれお手元に配付しておきましたので、ご確認願います。

(日程第1)

○議長(橋 俊明君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第14番、野並享子議員、第15番、東郷正明議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(橋 俊明君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月27日までの31日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月27日までの31日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりであります。

(日程第3)

○議長（橋 俊明君） 日程第3、議第73号から議第103号まで、専決処分につき承認を求めることについて、令和元年度野洲市一般会計補正予算（第5号）他30件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長（瀬川俊英君） 皆さん、おはようございます。

それでは、朗読いたします。

議第73号専決処分につき承認を求めることについて（令和元年度野洲市一般会計補正予算（第5号））、議第74号平成30年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他決算認定11件、議第86号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第6号）他補正予算5件、議第92号野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例他条例制定・改正6件、議第99号滋賀県市町村交通災害共済組合格約の変更について他その他の案件4件。

以上です。

○議長（橋 俊明君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和元年第4回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には多数ご参集をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、今議会に提案いたします議案につきまして、ご説明を申し上げます。

今日は日程が結構込み合っていて始まりが遅れましたので、ちょっと早い目にご説明を申しますが、ご了承お願いいたします。

本定例会におきましては、議案といたしまして、専決処分につき承認を求めること1件、平成30年度決算の認定12件、補正予算6件、条例の制定・改正7件、その他5件の合計31件を提案いたしますので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議第73号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

令和元年度一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出総額にそれぞれ89万3,000円を追加いたしました。

補正の内容は、平成29年9月に提訴された「要請却下処分取消請求事件」において、今般判決が確定したことから、速やかに弁護士事務委託料を支払うため、89万3,000円を計上したものです。

議第74号から議第85号までの平成30年度各会計決算の認定についてご説明申し上げます。

議第74号野洲市一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額199億2,155万2,813円、歳出決算額193億9,395万3,732円で、歳入歳出差引額は5億2,759万9,081円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の4,764万1,000円を控除した実質収支額は4億7,995万8,081円となりました。

平成30年度一般会計決算の特徴を申し上げますと、歳入では、個人市民税が前年度より増収となったものの法人市民税が微減となりました。また、普通交付税が減額になったことから、財源手当てのため減収補填債を発行すると共に財政調整基金等の一部取り崩しを行うことにより、前年度比で約1,900万円の微増となりました。

歳出では、「市民の安心と安全」を実現するための施策として、三上こども園の整備、子育て支援や高齢者対策、特別支援教育の充実や生活困窮者支援事業、野洲駅周辺都市基盤整備事業などを積極的に推進すると共に、厳しい財政状況ですが緊急度・優先度の高い事業を着実に進めてきたところであります。決算総額といたしましては、前年度比で約7,900万円の減額となりました。

次に、議第75号野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入決算額50億1,711万4,861円、歳出決算額49億3,440万9,569円で、歳入歳出差引額は8,270万5,292円となりました。

なお、平成30年度からの広域化による制度改正に伴い、財政共同安定化等の事業がなくなったことから、歳入歳出とも前年度と比較して減額となっております。

次に、議第76号野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入決算額5億8,065万2,800円、歳出決算額5億6,596万2,046円で、歳入歳出差引額は1,469万754円となりました。

なお、決算剰余金のうち1,393万2,425円につきましては、令和元年度に繰り越して滋賀県後期高齢者医療広域連合へ納付すべき保険料相当額となっております。

続きまして、議第77号野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入決算額42億8,075万8,943円、歳出決算額40億7,239万1,523円で、歳入歳出差引額は2億836万7,420円となりました。

なお、決算剰余金のうち1億2,011万1,014円につきましては、国庫支出負担金等の精算による返還予定額となっております。

続きまして、議第78号野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算は、歳入決算額及び歳出決算額とも7,496万700円となりました。

続きまして、議第79号野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算は、歳入決算額2,057万1,698円、歳出決算額1,970万8,045円で、歳入歳出差引額は86万3,653円となりました。

続きまして、議第80号野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算は、歳入決算額1,670万319円、歳出決算額1,650万8,679円で、歳入歳出差引額は19万1,640円となりました。

次に、議第81号野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算は、歳入決算額24億8,393万4,408円、歳出決算額24億8,384万5,292円で、歳入歳出差引額は8万9,116円となりました。

歳入では、国道8号野洲栗東バイパス関連事業として整備しました三上小中小路工業団地の不動産売払収入が13億2,210万5,331円となりました。

歳出では、工業団地造成事業の業務委託を行った滋賀県土地開発公社からの公有財産購入額が14億7,204万6,032円となりました。

次に、議第82号野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算は、歳入決算額及び歳出決算額いずれも1億2,361万6,200円となりました。

続きまして、議第83号野洲市水道事業会計決算は、まず、収益的収入及び支出ですが、収入決算額10億2,828万9,396円に対しまして、支出決算額8億4,763万1,188円で、収支差引額は1億8,065万8,208円の黒字決算となりました。

平成30年度においては、給水収益について改善の兆しが見え、また、料金改定による増収の中、引き続き経営改善による支出の抑制をしたことが主な要因と見ております。

なお、黒字額につきましては、老朽化した施設の更新の財源に使用するものです。

次に、資本的収入及び支出は、収入決算額2億8,762万8,056円に対し、支出決算額5億8,641万1,019円で、不足額の2億9,878万2,963円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補填をしたものです。

次に、議第84号野洲市下水道事業会計決算は、まず、収益的収入及び支出であります。収入決算額19億6,399万6,200円に対し、支出決算額16億7,893万2,071円で、収支差引額は2億8,506万4,129円の黒字決算となりました。

平成30年度も下水道使用料が伸び悩む中、地方公営企業法の適用により、独立採算制の趣旨に沿った運営合理化に努めたことが主な要因と見ております。

次に、資本的収入及び支出は、収入決算額5億9,409万939円に対し、支出決算額12億7,837万5,214円で、不足額の6億8,428万4,275円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び減災積立金で補填をしたものです。

次に、議第85号野洲市病院事業会計決算は、まず、収益的収入及び支出ですが、収入決算額及び支出決算額は、いずれも489万2,783円となりました。

次に、資本的収入及び支出は、収入決算額8,274万8,000円に対し、支出決算額4,220万1,379円で、差引額4,054万6,621円のうち2,720万7,000円は翌年度繰越額とし、1,333万9,621円は翌年度以降の運転資金に活用するものです。

以上、議第74号から議第85号までの平成30年度各会計決算の説明といたします。

次、続きまして、議第86号から議第91号までの令和元年度一般会計補正予算、特別会計補正予算並びに野洲市水道事業会計補正予算につきまして、その概要をご説明いたします。

まず、議第86号令和元年度野洲市一般会計補正予算（第6号）は、4億3,222万9,000円を追加いたします。

歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

総務費では、財政管理費で平成30年度一般会計の決算剰余金について、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、2分の1以上を財政調整基金に積み立てるため、2億4,000万円を追加するものです。

また、自治振興費では、コミュニティ助成事業助成金について一般財団法人自治総合センターからの助成額が確定したことから、不採択となった事業助成額2,360万円を減額するものです。

民生費では、平成30年度子ども・子育て支援交付金精算に伴う国庫支出金の返還金として1,770万2,000円を追加するものです。

土木費では、道路橋梁維持費において、設計委託料及び工事請負費の3,182万5,000円を増額すると共に、住宅対策費において空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく行政代執行に係る費用として工事請負費等1億2,500万円を追加するものです。

教育費では、中学校管理費の中学校施設整備費において、野洲北中学校職員駐車場整備に係る工事請負費として2,114万2,000円を増額するものです。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

地方交付税において、普通交付税の算定結果に基づいて6,495万9,000円を増額するものです。

幼児教育・保育無償化に伴い、保育所等の使用料を1億2,003万1,000円減額し、また、私立保育所保護者負担金を4,901万4,000円減額すると共に、財源措置として子ども・子育て支援臨時交付金を1億6,000万円追加し、国庫支出金及び県支出金を5,614万2,000円増額、諸収入を153万7,000円追加するものです。

財産収入では、野洲市湖岸開発株式会社の株式配当金として、業績好調を受けて昨年度より3割増しの104万円を追加するものです。

繰入金では、平成30年度の特別会計への繰出金額の確定により、精算額として国民健康保険事業特別会計から721万3,000円、介護保険事業特別会計から2,457万6,000円の繰り入れを追加するものです。

諸収入では、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく行政代執行費として1億2,500万円を増額し、コミュニティ助成事業助成金では助成金額の確定により2,360万円を減額するものです。

市債では、小中学校の大規模改修に伴い、小学校施設整備事業債を2,300万円、中学校施設整備事業債を3,590万円増額し、また普通交付税の算定結果に基づいて臨時財政対策債の発行額を1,228万3,000円減額するものです。

繰越金では、今回の補正に係る収支調整額として7,733万7,000円を追加するものです。

次に、議第87号令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、9,311万7,000円を追加します。

補正の主な内容といたしましては、歳入では平成30年度の決算剰余金のうち4,919万7,000円を追加すると共に、平成30年度滋賀県国保保険給付費等交付金精算に伴う国保連合会からの返還金を4,347万1,000円追加するものです。

歳出では、平成30年度滋賀県国保保険給付費等交付金精算に伴う普通交付金返還金を4,347万1,000円追加し、平成30年度の決算剰余金の2分の1相当額として4,200万円を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てるものです。

次に、議第 88 号令和元年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、1,415 万 3,000 円を追加します。

補正の内容といたしましては、平成 30 年度の出納整理期間中に収入いたしました保険料について、後期高齢者医療広域連合納付金で令和元年度納付金として支出するもの等があります。

次に、議第 89 号令和元年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、2 億 614 万 7,000 円を追加いたします。

主な補正の内容といたしましては、歳入では、平成 30 年度の決算剰余金 2 億 336 万 8,000 円を追加するものです。

歳出では、決算剰余金のうち 8,325 万 3,000 円を介護給付費準備基金積立金へ積み立てを行うと共に、平成 30 年度の保険給付費の確定に伴い、国・県支出金及び社会保険診療報酬支払基金からの交付金等 9,898 万 5,000 円を追加し、人件費及び事務費の精算により一般会計繰出金 2,457 万 6,000 円を追加するものです。

次に、議第 90 号令和元年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第 1 号）は、86 万 2,000 円を追加します。

補正の内容は、決算剰余金を墓地公園整備基金へ積み立てるものです。

次に、議第 91 号令和元年度野洲市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、予算第 3 条の収益的支出に 730 万円、予算第 4 条の資本的支出に 2,904 万円を増額するものです。

主な補正の内容といたしましては、田中山低区配水池の配水量が増加していることから、漏水調査のための業務委託料 730 万円を、野洲川橋に添架されている水道管が腐食により老朽化していることから、管布設替工事詳細設計業務 2,904 万円をそれぞれ追加するものです。

以上、議第 86 号から議第 91 号までの各会計補正予算の提案説明といたします。

議第 92 号野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成 29 年 5 月 17 日に公布され、地方公務員における一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定が整備され、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、あわせて会計年度任用職員に対する給付に関する規定が整備されたことを受けて、新たに条例制定を行うものです。

具体的には、会計年度任用職員のフルタイム及びパートタイムそれぞれについて支給す

る給与の種類並びに額及び決定方法について、また、新たに支給する期末手当について、必要な事項を定めるものです。

本制度に関しましては、いわゆる非正規職員の処遇改善という目的は評価されますが、急な制度改正であったため、実務運用上まだ当該対象職員にとっての実利面、さらには職員の確保や安定的な財源確保などの課題が残ることとなっています。

なお、本条例は、令和2年4月1日から施行します。

議第93号野洲市職員定数条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、地方公務員における一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定が整備されたことを受けて、野洲市職員定数条例他8つの条例の関連規定について所要の改正を行います。

なお、本条例は令和2年4月1日から施行します。

議第94号野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、成年被後見人等は地方公務員となること、また、成年被後見人等となった地方公務員はその職を失うとする規定が削除されたことに伴い、野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市職員等の旅費に関する条例の一部について所要の改正を行います。

なお、本条例は令和元年12月14日から施行します。

次に、議第95号野洲市都市計画税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、「篠原駅前」地区計画区域を都市計画税の課税対象区域に追加すると共に、都市計画税の適用年度を令和3年度からとするため、所要の改正を行います。

あわせて、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、所要の改正を行います。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第96号野洲市立保育所における延長保育及び野洲市立幼稚園における預かり保育等に関する費用徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の交付に伴い、公

立幼稚園で実施している預かり保育料について所要の改正を行います。

なお、本条例は令和元年10月1日から施行します。

議第97号野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、所要の改正を行います。

なお、本条例は令和元年10月1日から施行します。

議第98号野洲市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布に伴い、幼児教育・保育の無償化を行うため、利用者負担の額について所要の改正を行います。

なお、本条例は令和元年10月1日から施行します。

議第99号滋賀県市町村交通災害共済組合同約の変更についてご説明申し上げます。

滋賀県市町村交通災害共済組合が令和2年3月末をもって組合を解散し、当該事務を滋賀県市長会に承継することに伴い、当該組合の規約を改正するため、地方自治法第286条第1項の規定に基づき関係地方公共団体が協議することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

なお、本規約は滋賀県知事の許可のあった日から施行されるものです。

議第100号滋賀県市町村交通災害共済組合を解散することについてご説明申し上げます。

滋賀県市町村交通災害共済組合が令和2年3月末をもって解散するにあたり、地方自治法第288条の規定により関係地方公共団体が協議することについて同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議第101号滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてご説明申し上げます。

令和2年3月末の滋賀県市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定により関係地方公共団体が協議の上定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

議第102号平成30年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明

申し上げます。

本議案は、平成30年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金2億110万358円のうち1億5,132万9,391円を更新事業の財源に充てるため建設改良積立金に積み立て、建設改良費に使用した4,977万967円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議決を求めるものです。

議第103号平成30年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

本議案は、平成30年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金7億4,226万9,549円のうち2億円を企業債償還の財源に充てるため減災積立金に積み立て、企業債償還のため使用した4億7,145万2,056円を資本金に組み入れ、残余7,081万7,493円を翌年度に繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議決を求めるものです。

以上、ご審議賜りますようお願いいたしまして、提案説明を終わります。

○議長（橋 俊明君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 失礼いたしました。ちょっと説明が間違ったところがあったみたいですので、申し上げます。

議第86号の中で、幼児教育・保育無償化に伴い、保育所等の使用料のところで説明が間違ったので、正しい方を申し上げます。1億203万1,000円と申し上げるべきところを間違ったので、1億203万1,000円の減額というのが正確ですので、そう訂正をいたします。

○議長（橋 俊明君） 次に、議第74号から議第85号までの決算認定について、代表監査委員の久松信治氏より審査結果の報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（久松信治君） 議員の皆様、おはようございます。代表監査委員の久松でございます。

それでは、平成30年度野洲市一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算審査の概要につきまして、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき審査に付されました平成30年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況について、その内容を詳細に審査しましたところ、決算並びに附属書類とも関係法令に準拠して作成されて

おり、その計数は正確であり、いずれも予算に基づき適正に執行されているものと認められました。

まず、一般会計では、市税において法人市民税で減収となったものの、個人市民税、固定資産税で増加しており、市税全体では前年度に比べわずかに増収となっています。

また、地方交付税においては、合併算定替えの縮減等により年々減額となっている中、減収補填債の発行や財政調整基金等の取り崩しなどにより財源確保を図る中で財政運営に努められたところです。

その結果、一般会計を含め全ての特別会計において実質収支は黒字決算となっており、順調な決算と言えます。

なお、財政構造の弾力性を示す経常収支比率では、前年度と比較すると1.3ポイント減少し、93.3%と改善していますが、引き続き財政運営の硬直化や将来の財政負担に留意すべきものと考えられます。

こうしたことから、今後の行財政運営にあたっては、多様化する市民ニーズを的確に捉え、事業の必要性、費用対効果を総合的に判断し、引き続き財源の確保と適切な予算執行により一層の経費削減に努められ、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりの実現に向け、努力されることを期待しています。

次に、公営企業会計につきまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付されました水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計の決算並びに附属書類の内容を審査しました結果、共に関係法令に準拠して作成されており、当年度の経営成績及び財政状況は適正と認められました。

水道事業会計では、収益を上げるために特に有収率の向上を図ることが重要なことから、今後も漏水調査と対策を講じながら、計画的に老朽管の更新事業を進められると共に、常に企業として経済性を認識しながら、さらなる経費の節減と収益の確保に努め、効率的な事業運営を発揮し、市民に安心・安全・安定した水の供給に努められることを期待します。

下水道事業会計では、不明水対策に積極的に努めると共に、費用面で管渠の長寿命化事業整備に多額の経費が見込まれる上、企業債の多額の償還が残っているなど、今後とも経費の節減と収益の確保に努め、効率的な事業運営を推進し、徹底した経営基盤の強化に取り組まれることを期待します。

病院事業会計では、平成30年度においては、まだ病院事業の営業は発生していませんが、当然のことながら、今後病院事業の運営にあたっては地方公営企業の独立採算制の趣

旨に沿った経営に努められると共に、市民の地域医療を担う中核的医療拠点として市立野洲病院が運営されることを願います。

最後に、8月7日に実施いたしました平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について報告させていただきます。

結論から申し上げますと、いずれも早期健全化基準、経営健全化基準を満たしており、特に指摘すべき事項はありませんでした。

健全化判断比率では、実質赤字比率及び連結実質赤字比率において、全会計とも収支は黒字となっており、比率としては表れませんでした。

実質公債費比率は11.8%で昨年度の12.9%より1.1ポイント減少し、早期健全化基準の25%を下回っており、可としました。

将来負担比率は56.7%で、昨年度の104.1%から47.4ポイントも減少し、早期健全化基準の350%を大きく下回っており、可といたしました。

また、資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計及び工業団地整備事業特別会計共資金不足は発生しておらず、可と認められました。

以上、平成30年度野洲市一般会計・各特別会計及び公営企業会計決算、並びに健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果の意見を申し述べ、報告とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、お手元の「平成30年度野洲市一般会計・各特別会計及び公営企業会計決算審査意見書並びに健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書」に記載をしておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、よろしく申し上げます。

(日程第4)

○議長(橋 俊明君) 日程第4、決算特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。

議第74号から議第85号までの議案の審査等を行うため、委員会条例第6条の規定により16人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) ご異議なしと認めます。

よって、議第74号から議第85号までの議案の審査等を行うため、16人の委員をも

って構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会選出監査委員及び本職を除く16人の議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議会選出監査委員及び本職を除く16人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午前 9時45分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○議長(橋 俊明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

久松代表監査委員より発言を求められておりますので、これを許可します。

代表監査委員。

○代表監査委員(久松信治君) 先ほど決算認定における審査報告について、資金不足比率の報告において、工業団地整備事業特別会計と報告いたしましたが、正しくは工業団地等整備事業特別会計でございます。おわびして訂正いたします。

○議長(橋 俊明君) 続いて、諸般の報告をいたします。

休憩中に決算特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われ、結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

決算特別委員会委員長に第12番、鈴木市朗議員、副委員長に第18番、立入三千男議員、以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

あす8月29日から9月3日までの6日間は、議案調査のため、休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(橋 俊明君) ご異議なしと認めます。明8月29日から9月3日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。来る9月4日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、一般質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでございました。(午前10時32分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和元年8月28日

野洲市議会議長                      橋        俊   明

署 名 議 員                      野 並 享 子

署 名 議 員                      東 郷 正 明